

平成30年度アスベスト分析研修(第2回)実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

国及び地方公共団体等において環境分析業務を担当している職員が、アスベスト分析（位相差／偏光顕微鏡法、分析走査型電子顕微鏡法）の原理を理解した上で、応用技術（解体現場周辺で採取した空気試料中の繊維状物質の同定等）を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互の啓発及びネットワークの形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間 第2回：平成30年10月1日（月）から10月5日（金）まで（5日間）

※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3

☎04(2994)9766（教務課直通）

3. 教科内容

裏面のとおりとする。

4. 研修予定人員 10名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体等において環境分析業務を担当している職員で、大気汚染防止法に基づく石綿位相差顕微鏡法（光学顕微鏡法）に関する知識及び技術の習得をした者

具体的には、次の①～③の条件の1つ以上を満たしている者

① 位相差顕微鏡法によるアスベスト分析の実務経験が0.5年以上の者

② 位相差顕微鏡法によるアスベスト分析の試料処理数が過去1年間で50検体以上の者

③ 環境調査研修所が実施する石綿位相差顕微鏡法研修を修了した者

(3) 研修受講に支障のない健康状態にある者

(4) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

研修生を推薦する場合は、別紙様式による被推薦者の「略歴書」及び「実務経験調書」を添えて、平成30年8月24日（金）までに必着するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

※次の情報を環境調査研修所ホームページ（URL <http://www.neti.env.go.jp>）に掲載しておりますので御参照ください。

◎「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

◎「実施要綱」、「略歴書」及び「実務経験調書」様式

○教科内容

- 1. 講義（大気中アスベストモニタリングと 建材中のアスベスト検出法）・・・ 1. 5
- 2. 講義（位相差顕微鏡によるアスベスト測定法について）・・・ 1. 5
- 3. 講義（電子顕微鏡によるアスベスト測定法）・・・ 1. 5
- 4. 実習・・・ 2 1. 0
- 5. ゼミナール・・・ 1. 5
- 6. その他（開・閉講式、オリエンテーション、実習準備）・・・ 3. 5

合計 3 0 . 5 時間

○実習内容

実習項目	目的及び方法	実習内容の概要
大気中のアスベスト分析	大気中のアスベスト分析（位相差顕微鏡法、偏向顕微鏡法及び分析走査型電子顕微鏡法）の原理と分析技術の習得	1. サンプリング 2. 試料作成 3. 測定法 位相差顕微鏡法 分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法） 偏光顕微鏡法

○外部講師(前回実績)

- 【講義】元東洋大学 教授 神山宜彦，(一社)日本繊維状物質研究協会 専務理事および(株)エフアンドエーテクノロジー研究所 代表取締役社長 小西淑人，(公社)日本環境技術協会理事 平野耕一郎
- 【実習】(一社)日本繊維状物質研究協会 専務理事および(株)エフアンドエーテクノロジー研究所 代表取締役社長小西淑人，(公社)日本環境技術協会理事 平野耕一郎，日本電子(株)菊地 辰佳，オリンパス(株)田中隆明 山本拓司，(株)ニコンインステック 川島伸次郎，元早稲田大学各務記念材料技術研究所分析機器室 高木滋夫

(注)

- 1. 都合により内容を一部変更することがあります。
- 2. 開講式は10：00より行う予定です。9：30までに入所してください。
- 3. 閉講式は15：45に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- 4. 帰路の航空機、列車の時間等により講義等や閉講式を欠席することは認めません。